

取引|所外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

旧	新 (改定事項)
<p>1 2.注文形態</p> <p>FX取引では以下の注文が行えます。●成行注文(クイックトレード) ●指値注文 ●逆指値注文 ●IFD注文 ●OCO注文 ●IFDO注文 ●トレール注文 ●成行注文(クイックトレード)+OCO注文 ●リバース(途転)注文 ●サイクル2取引 ●iサイクル注文 ●ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。)</p> <p>※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。 ※取引システムの機能変更等により、注文形態の種類が変更される場合があります。 ※サイクル2取引およびiサイクル注文で新規約定した取引には、新規手数料と決済手数料の取引手数料が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎(繰り返し返される注文を含む)に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p>	<p>1 2.注文形態</p> <p>FX取引では以下の注文が行えます。●成行注文(クイックトレード) ●指値注文 ●逆指値注文 ●IFD注文 ●OCO注文 ●IFDO注文 ●トレール注文 ●成行注文(クイックトレード)+OCO注文 ●リバース(途転)注文 ●サイクル2取引 ●iサイクル2取引 ●ポジション集計決済(同じ通貨ペアで複数ポジションある場合、集計し決済できます。)</p> <p>※注文内容は値動きにより制限を受けることがあります。 ※取引システムの機能変更等により、注文形態の種類が変更される場合があります。 ※サイクル2取引およびiサイクル2取引で新規約定した取引には、新規手数料と決済手数料の取引手数料が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎(繰り返し返される注文を含む)に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p>
<p>1 4.サイクル2取引</p> <p>サイクル2取引は、設定された条件にしたがって新規クイックトレードと決済指値注文が繰り返し発注される注文形態です。</p> <p>(1) サイクル2取引で約定したポジションをサイクル2取引に依らずに決済した場合、または同ポジションの決済指値を取り消した場合、新規注文可能額が不足したことにより新規クイックトレードが成立しなかった場合は、その時点で当該サイクル2取引の運用は停止されます。</p> <p>(2) サイクル2取引で新規約定した取引には、新規手数料と決済手数料の取引手数料が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎(繰り返し返される注文を含む)に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p> <p>(3) サイクル2取引を削除した場合やサイクル2取引の決済指値注文を取り消した場合は、それ以降当該サイクル2取引にかかる新規クイックトレードは発注されませんが、当該サイクル2取引で約定したポジションにかかる決済注文は取り消されません。</p> <p>(4) サイクル2取引で約定したポジションは、通常のポジションと同様に計算上の損失が一定の水準を超えた場合のロスカットルールや、証拠金判定による強制決済の対象となります。また、ロスカットや強制決済が執行された場合は、すべてのサイクル2取引の運用は停止されます。</p> <p>(5) 取引所におけるサイクル2取引では分割して新規約定した場合でも決済条件については変更ありません。</p> <p>※サイクル2取引におけるクイックトレードには、許容スリップの機能はございません。設定画面により設定された許容スリップは無効となります。 ※サイクル2取引で設定する対象資産は、注文の条件を算出する為のものであり、お客様の損失を限定するものではありません。</p>	<p>1 4.サイクル2取引</p> <p>サイクル2取引は、設定された条件にしたがって複数の新規注文と決済注文が繰り返し発注される注文形態です。(詳細につきましては当社ホームページ「サイクル2取引」https://www.gaijinonline.com/icycle/index.html をご参照ください。)</p> <p>(1) サイクル2取引で約定したポジションをサイクル2取引に依らずに決済した場合、また、新規注文可能額が不足したことにより新規クイックトレードが成立しなかった場合は、その時点で当該サイクル2取引の設定は停止されます。</p> <p>(2) サイクル2取引は、新規取引と決済取引手数料が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎(繰り返し返される注文を含む)に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p> <p>(3) サイクル2取引の設定を停止した場合は、それ以降当該サイクル2取引にかかる新規注文は発注されません。また、当該サイクル2取引で約定したポジションにかかる決済注文も発注されません。</p> <p>(4) サイクル2取引で約定したポジションは、通常のポジションと同様に計算上の損失が一定の水準を超えた場合のロスカットルールや、証拠金判定による強制決済の対象となります。また、ロスカットや強制決済が執行された場合は、すべてのサイクル2取引の設定は停止されます。</p> <p>※サイクル2取引における注文には、許容スリップの機能はございません。 ※サイクル2取引における新規、および決済注文は、ターゲットレート以下(買の場合)、またはターゲットレート以上(売の場合)となった時点で、ターゲットレートで約定が行われます。(指値注文と異なり、スリップする可能性があります。)その為、約定時点の配信レートと比べ、不利な約定となり、お客様に損失が発生する場合があります。 ※サイクル2取引で設定する対象資産は、注文の条件を算出する為のものであり、お客様の損失を限定するものではありません。</p>

15. i サイクル注文	15. i サイクル2取引
<p>iサイクル注文は、設定された条件にしたがって複数の注文(新規注文と決済OCO注文)が繰り返し発注される注文形態です。</p> <p>(1) iサイクル注文登録時には、成行+OCO注文(新規注文=成行、決済注文=OCO注文)が発注されますが、それ以降の設定された値幅の範囲内で段階的に発注される複数の注文はIFDO注文(新規注文=指値注文、決済注文=OCO注文)となります。</p> <p>(2) 相場が設定した値幅の範囲内で動く場合は、利益確定の決済約定と繰り返しの新規注文の発注が継続します。相場が設定した値幅を利益方向に値幅の範囲を超えて推移した場合、ポジションがゼロとなる決済約定と同時に成行+OCO注文が発注され、そのレートから最も離れた指値注文が取り消されます。(ただし、為替相場の急変時や休日やメンテナンス時間などを挟み価格が乖離した場合、新規の成行+OCO注文を基準とした新たなiサイクル注文となり、乖離した指値注文はすべて取り消されます。)相場が設定した値幅を損失方向に値幅の範囲を超えて推移した場合、損決済の約定と同時にストリーミング+OCO注文が発注されます。</p> <p>(3) 為替相場の急変時や休日やメンテナンス時間などを挟み価格が乖離した場合、利益方向への乖離では、ポジションがゼロとなる指値決済の約定レートと新規成行+OCO注文の約定レートが乖離することがあります。損失方向への乖離では、新規クイックトレードと逆指値の損決済注文が、相場急変直後や休日明けやメンテナンス明けの価格で同時に約定することにより、少なくともスプレッド分の損失が発生することがあります。</p> <p>(4) iサイクル注文で約定したポジションを i サイクル注文に依らずに決済した場合、また、同ポジションの決済指値を取り消した場合、新規注文可能額が不足したことにより新規注文が成立しなかった場合は、その時点で当該iサイクル注文は削除されます。</p> <p>(5) iサイクル注文を削除する、またはiサイクル注文の指値(逆指値)注文の何れかを取り消すと、当該iサイクル注文の注文中のIFDO注文は取消されますが、当該iサイクル注文にて約定済みのポジションにかかる決済OCO注文は取消されません。</p> <p>(6) iサイクル注文で新規約定した取引には、新規手数料と決済手数料の取引手数料が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎(繰返される注文を含む)に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p> <p>(7) iサイクル注文で約定したポジションは通常のポジションと同様に、計算上の損失が一定の水準を超えた場合のロスカットルールや、証拠金判定による強制決済の対象となります。また、ロスカットや強制決済が執行されると全てのiサイクル注文は取り消されます。</p> <p>(8) 取引所におけるiサイクル注文では分割して新規約定した場合でも決済条件については変更ありません。また、新規約定時に分割して約定したポジションについては、以降当該数量を基準に追従が行われます。</p> <p>※以上の説明はすべてiサイクル注文によって発注される注文とポジションのみを対象とします。 ※i サイクル注文におけるクイックトレードには、許容スリップの機能はございません。設定画面により設定された許容スリップは無効となります。 ※i サイクル注文で設定する対象資産は、注文の条件を算出する為のものであり、お客様の損失を限定するものではありません。</p>	<p>iサイクル2取引は、設定された条件にしたがって複数の新規注文と決済注文が繰り返し発注される注文形態です。(詳細につきましては当社ホームページ「iサイクル2取引」https://www.gaitameonline.com/icycle/index.htmlをご参照ください。)</p> <p>(1) 相場が設定した値幅の範囲内で動く場合は、利益確定の決済約定と繰り返しの新規注文の発注が継続します。相場が利益方向に変動し、決済約定によってポジションがゼロとなった場合は、決済約定と同時に新規注文が発注されます。また、損失方向へ設定した値幅の範囲を超えて推移した場合、損決済の約定と同時に新規注文が発注されます。</p> <p>(2) 為替相場の急変時や休日やメンテナンス時間などを挟み価格が乖離した場合、利益方向への乖離では、ポジションがゼロとなる利食い決済の約定レートと新規注文の約定レートが乖離することがあります。損失方向への乖離では、新規注文と損切り決済注文が、相場急変直後や休日明けやメンテナンス明けの価格で同時に約定することにより、少なくともスプレッド分の損失が発生することがあります。</p> <p>(3) iサイクル2取引で約定したポジションを i サイクル2取引に依らずに決済した場合、また、新規注文可能額が不足したことにより新規注文が成立しなかった場合は、その時点で当該iサイクル2取引の設定は停止されます。</p> <p>(4) iサイクル2取引の設定を停止すると、当該iサイクル2取引にて約定済みのポジションにかかる決済注文は発注されません。</p> <p>(5) iサイクル2取引では、新規手数料と決済手数料の取引手数料が発生します。取引手数料は、新規注文約定時毎(繰返される注文を含む)に新規手数料と決済手数料を合わせてお客様の口座資産から徴収させていただきます。</p> <p>(6) iサイクル2取引で約定したポジションは通常のポジションと同様に、計算上の損失が一定の水準を超えた場合のロスカットルールや、証拠金判定による強制決済の対象となります。また、ロスカットや強制決済が執行されると全てのiサイクル2取引の設定は停止されます。</p> <p>(7) 取引所におけるiサイクル2取引では分割して新規約定した場合でも決済条件については変更ありません。また、新規約定時に分割して約定したポジションについては、以降当該数量を基準に追従が行われます。</p> <p>※以上の説明はすべてiサイクル2取引によって発注される注文とポジションのみを対象とします。 ※iサイクル2取引における注文には、許容スリップの機能はございません。 ※iサイクル2取引における新規、および決済注文は、ターゲットレート以下(買の場合)、またはターゲットレート以上(売の場合)となった時点で、ターゲットレートで約定が行われます。(指値注文と異なり、スリップする可能性があります。)その為、約定時点の配信レートと比べ、不利な約定となり、お客様に損失が発生する場合があります。 ※iサイクル2取引における決済注文(損切)は、レートが上がった際に入るターゲット(買)注文、またはレートが下がった際に入るターゲット(売)注文は、ターゲットレート以上(買の場合)、またはターゲットレート以下(売の場合)となった時点の配信レートで約定が行われます。 ※iサイクル2取引で設定する対象資産は、注文の条件を算出する為のものであり、お客様の損失を限定するものではありません。</p>
別紙 手数料について	別紙 手数料について
<p>① 手数料の額</p> <p>a. サイクル2取引、iサイクル注文以外のご注文 1枚(1取引単位数量)あたり片道手数料(税込):0円</p> <p>b. サイクル2取引、iサイクル注文 1枚(1取引単位数量)あたり片道手数料(税込):200円※</p>	<p>① 手数料の額</p> <p>a. サイクル2取引、iサイクル2取引以外のご注文 1枚(1取引単位数量)あたり片道手数料(税込):0円</p> <p>b. サイクル2取引、iサイクル2取引 1枚(1取引単位数量)あたり片道手数料(税込):200円※</p> <p>※10,000通貨あたり</p>
	平成31年3月4日改定